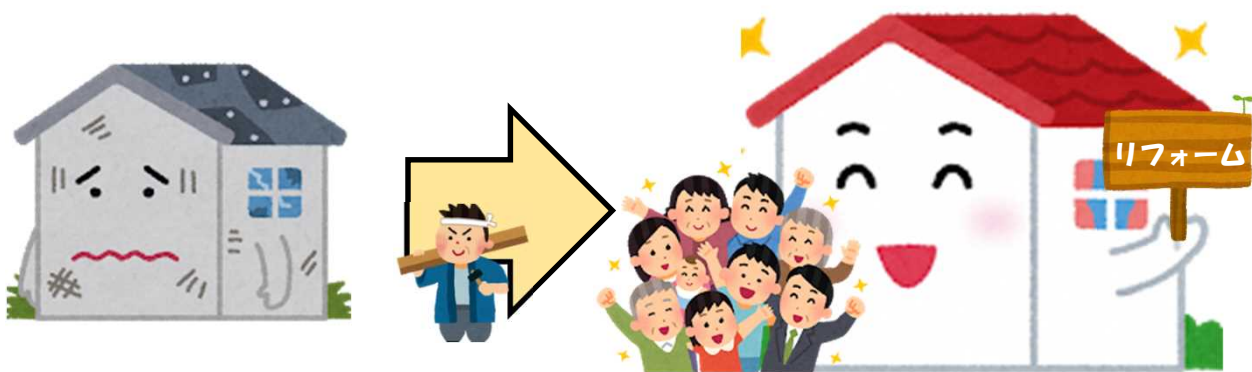


# 空き家を地域活性化 のために活用する場合の 改修費用を補助します！！



## 補助対象となる地域活性化施設とは

- ・地域交流施設（いきいきサロン・子育てサロンなど）
- ・子育て支援施設（こども食堂・学習支援施設など）



## 補助の主な要件

- ・市内にある空き家を活用すること（戸建住宅等に限る）
- ・市内の施工業者が行う空き家の改修等に要する工事であること
- ・交付決定を受けた用途で、**10**年以上継続的に活用すること等



## 補助率・補助金上限額

- ・対象工事費用の**3分の2**を補助
- ・補助金上限額は**200**万円

その他条件が  
ございますので、  
**必ず事前に**  
ご相談ください！！

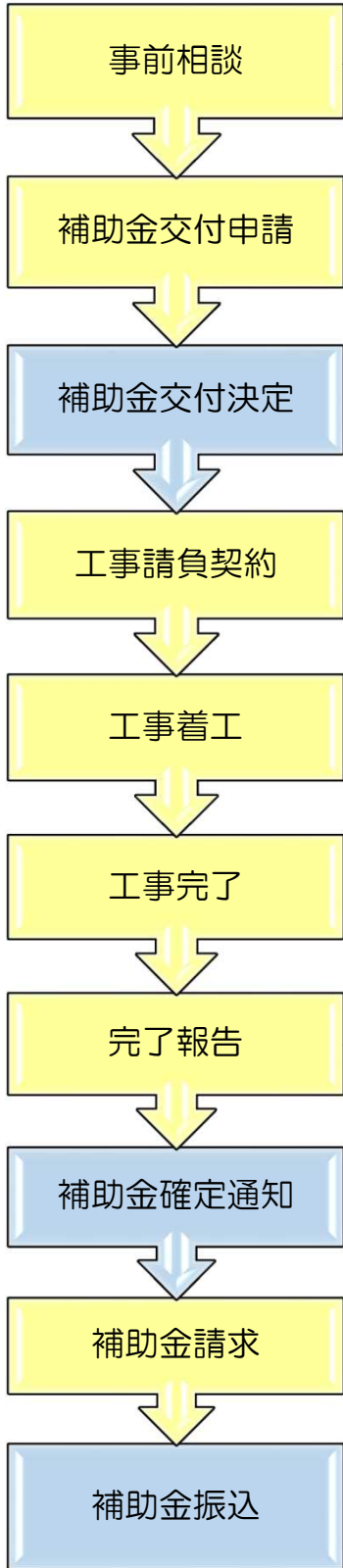


## 申請期間等

- ・令和3年4月1日から10月31日まで

お問い合わせ 市民部 安心安全課 空家対策係  
Tel 048-524-1111 内線332

# 手続きのながれ



## 事前相談

事前に実施内容を説明いただき、補助の対象となるかの確認を行います。  
(事業計画、収支予算、法人団体概要等を確認します。)  
(国へ補助金の対象となるかどうかの確認も行います。)  
交付申請に必要な書類等の御案内を行います。  
書類に不備がある場合、受付できませんので、あらかじめ予約のうえ、事前相談にお越しく下さい。**なお、予算に達し次第受付を終了します。**

## 交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
  - 事業計画書
  - 収支予算書
  - 申請者概要書(法人・団体に限る)
  - 不動産登記事項証明書(建物及び土地)申請日から1か月以内発行
  - 誓約書兼同意書
  - 承諾書、賃貸借契約書(賃貸物件を活用する場合)
  - 対象工事の見積書(市内事業者に限る)
  - 空き家であったことの確認書類(電気、ガス、水道等の中止証明等)
  - 現況写真(全景、工事予定箇所)
  - 建築確認申請が必要な場合は、確認済証の写し
  - 位置図
  - 設計図
- ※ 要件確認等のため、その他書類の提出をお願いすることがあります。  
※ 審査には、2～3週間かかります。

## 完了報告に必要な書類

- 補助金補助対象工事完了報告書
  - 請負契約書の写し
  - 領収書、内訳明細書の写し
  - 補助対象工事箇所の写真(施行前、施行中、施工後)
  - 建築確認申請が必要な場合は、検査済証の写し
  - 耐震診断結果報告書の写し  
(昭和56年5月31日以前の空き家を工事した場合)
  - リフォーム後の管理に係る契約書の写し
- ※ この他にも書類の提出をお願いすることがあります。

## (注)

必要に応じて、空き家の現況、工事現場等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。  
偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則により、その全額又は一部を返還していただくことがあります。

お問い合わせ 市民部 安心安全課 空家対策係  
TEL 048-524-1111 内線 332